

総務常任委員会日程

令和元年10月21日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 5 号 和元年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費（3項を除く）、
8款消防費
第3表地方債補正1変更

総務常任委員会会議録

招集年月日	令和元年10月21日(月)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻	開会	午前10時00分	委員長	木村利晴
及び宣告	閉会	午前10時33分	副委員長	石井孝昭
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	木村利晴	出	鈴木広美	出
	石井孝昭	出	新見準	出
	丸山わき子	出	木内文雄	出
	林政男	出		
委員外議員				
委員会に出席した			主査 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名	主査 嘉瀬 順子		主査補 吉井 博貴	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総務部長 大木 俊行		総務部参事 會 嶋 禎 人	
	市民部長 和田 文夫		経済環境部長 黒 崎 淳 一	
	建設部長 江 澤 利 典		総務課長 片 岡 和 久	
	企画政策課長 石 井 健 一		課税課長 井 口 安 弘	
	防災課長 湯 浅 孝 史		社会福祉課長 日野原 広 志	
	高齢者福祉課長 田 中 和 彦		子育て支援課長 高 山 由美子	
	健康増進課長 飛 田 雅 章		農政課長 相 川 幸 法	
	都市計画課長 柿 沼 典 夫		その他関係職員	
	教育次長 関 貴美代		教育総務課 川 名 弘 晃	
	学校給食センター所長 酒 和 裕 一			
	その他関係職員			
	議 題	別紙日程表のとおり		

○木村委員長

おはようございます。

まだ台風15号、そしてまた、台風19号が大きな爪痕を、千葉県下、そして八街市内にももたらしております。そのために、皆さん行政側の皆さんにおかれましては、多大なるご尽力、ご協力いただきながら、復興、復旧作業にあたられていること、本当に感謝申し上げます。

また、こうやって定例会において常任委員会がこうして開催されますこと、皆様のご協力に感謝申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日の日程は、配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名に、新見 準委員、木内文雄委員を指名します。

これから、議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第5号中、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正1変更の1件です。

議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

審査の方法は、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款を先議し、歳出は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は、款ごとに審査することに決定しました。

最初に、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

それでは、議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算、第5号中歳入全款をご説明いたします。

補正予算書12ページをお願いします。

10款1項1目地方特例交付金は、交付額が決定したことにより、補正前の額から219万5千円を減額し、4千380万5千円とするものでございます。住宅借入金等特別控除の控除申告者が増となりましたが、自動車税減収補填分が見込みより減となったものでございます。

2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、補正前の額から703万8千円を減額し、3千976万円とするものでございます。当初、市立保育園負担金を全額無償化として計上しましたが、副食費を個人負担とし歳入計上することから、相当額を減額し、一部免除分につい

ては、相当額を増額計上するものでございます。

続いて、11款1項1目地方交付税につきましては、補正前の額に2億428万円を増額し38億4千428万円とするものでございます。普通交付税の交付額が決定したことによるものでございます。基準財政需要額のうち、社会福祉費、保健福祉費、高齢者分の増や、基準財政収入額の市町村民税所得割の減が主な理由でございます。

続きまして、13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金は、補正前の額から831万6千円を増額し、1億4千878万3千円とするものでございます。

2節児童福祉費負担金は、市立保育園一時保育負担金のうち、一時保育給食費分を減額し、新たに給食費負担金を新設。また、当初、市立保育園負担金を全額無償化としていましたが、副食費を個人負担としたことから、やはり給食費負担金を新設計上するものでございます。

13ページへまいりまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、補正前の額から965万6千円を増額し、1億7千203万5千円とするものでございます。

1節社会福祉費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として、生活保護システム改修及び医療扶助適正化等支援事業に対する補助金でございます。

3節児童福祉費補助金は、子育て世代包括支援センター開設に伴う補助金で、事業費上限400万円に対する補助率3分の1の計上でございます。

7節児童福祉施設費補助金は、児童館建設に伴う、令和元年度分補助金の計上でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金は、補正前の額から84万3千円を増額し、1千403万4千円とするものでございます。

6節母子保健費補助金は、母子保健情報連携システム改修事業に対する補助金で、3分の2の補助でございます。

4目土木費国庫補助金は、補正前の額から100万円を増額し、1億3千273万1千円とするものでございます。

2節都市計画費補助金は、危険ブロック塀等除去に対する補助金で、今年度分として1件5万円、20件分の計上でございます。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、補正前の額から133万3千円を増額し、2億594万7千円とするものでございます。

4節児童福祉補助金は、子育て世代包括支援センター開設に伴う補助金で、事業費上限400万円に対する補助率3分の1の計上でございます。

次に、4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から926万5千円を減額し、6千434万5千円とするものでございます。

2節農業振興費補助金は、園芸生産拡大支援事業で省力機械購入希望がなかったため、減額するものでございます。

14ページにまいりまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から2億6千757万5千円を減額し、5億1千752万3千円とするものでございます。

次に、2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計繰入金過年

度精算分、3千961万1千円を計上するものでございます。

続きまして、21款諸収入5項雑入、2目給食事業収入は、補正の額から127万8千円減額し、2億6千274万2千円とするもので、幼児教育無償化に係る市立幼稚園給食費免除分の減額でございます。

次に、3目雑入は、補正前の額から163万8千円を増額し、4億2千599万2千円とするもので、市地域包括支援センターが居宅介護支援事業所へ委託した分のうち、介護予防支援業務の支援費が、一旦、県国民健康保険団体連合会から市に収入されるため、計上するものでございます。

15ページにまいりまして、22款市債、1項市債、1目総務債は、補正前の額から7千360万円を減額し、1億3千180万円とするもので、第2庁舎の解体事業の契約減額に伴うものでございます。

次に、2目民生債は、補正前の額から350万円を減額し、1億5千630万円とするもので、児童館建設に対する国庫補助額決定に伴う減額でございます。

次に、8目臨時財政対策債は、補正前の額から1千440万円を増額し、7億4千440万円とするもので、臨時財政対策債発行可能額の確定により、増額しようとするものでございます。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑がなければ。

○丸山委員

それでは、お尋ねしたいのは14ページの財政調整基金のところでございます。

繰入金として減額で補正しているわけなんですか、今年度は5億1千752万3千円の繰り入れということのようなんですけども、現時点で財調というのはどのくらいになっているか、その辺について伺います。

○會嶋総務部参事

30年度末現在で、約26億円程度でございます。

○丸山委員

今回の15号台風による被害は、かなりあるかと思うんですけども、これは財調のほうから当然出していかなければならないんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺についてはどのように検討されているのでしょうか。

○會嶋総務部参事

災害の関係につきましては、まず、国庫補助の対象になるものとか、あとは、特別交付税の対象になるものとか、いろいろございます。

それで、今現在、農業関係の額が確定されていないこと、それから、住宅の関係の支援についてもまだ確定されていないこと、その点を踏まえて、まだ、幾らほどの数字が一般財源で出る

かが、見当がついていないのが正直なところでございます。

いずれにしても、不足部分については、財調から繰り入れて対応するしか、どんな額の構成になるかわかりませんが、当面の間は、そういった、財調を取り崩してみるか、あるいは、場合によっては、一時借入金という手法を取らざるを得ないことも想定しております。

○丸山委員

関連してお伺いしたいことがあるんですけども、農家の被害も大変大きいと、農家の皆さんも、支援によっては、もう農業を半分にしていかなきゃいけない、あるいは、もうやめてしまおうというような声も聞かれるわけなんですけれども、これは農政課の方は、今後、この支援に関してはどのような検討がされているのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○相川農政課長

現在、被害状況調査を農家さんから挙げていただきまして、今、施設の再建の補助事業の希望がある方を集計中で、これから国県の補助事業を行っていく予定なんですけれども、なるべく農家さん負担を少なくするというので、検討しております。

国のほうが、補助事業であれば10分の3が国庫補助、県のほうもある程度発表されたところによりますと、10分の4を県が、市としていたしましては、今まで何回か補助事業を行っていますが、毎回大体10分の2を補助しておりますので、今回につきましても10分の2を予定しております。

そうしますと、農家さんの負担としては1割負担で、また共催に入っている方につきましては農家負担なしでできるかと考えております。

○丸山委員

共済に入っている方はゼロということですが、共済に入っていない方を八街市が負担していくということになるんで、共済に入っていない農家さんというのはどのくらいあるのか、その辺はどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○相川農政課長

共済に確認したところ、約3割の方が加入していると聞いております。7割の方は加入していないというような状況でございます。

○丸山委員

さっき被害状況を調査されているというところなんですけども、実際に被害に遭われた農家さんは何件くらいあったのか。それと、市全体の中で何割くらいを占めているのか、お伺いいたします。

○相川農政課長

今、取りまとめ中ではございますけれども、700件以上の方から被害状況が上がってきています。八街市の総農家数は1千300強なんですけれども、5割以上の方が被害を受けている。特に施設被害、住野地区とか西林地区、そういった施設被害がかなり大きい状況になっております。

○丸山委員

施設被害というようなことで、今伺うところによりますと、共済には7割の方が入っていない

い。かなり、市のほうの負担というのが大きくなってくるのかなというのを感じるころなんですけれども、いま一つは、ハウスの施設整備に関して強靱化ということで進められているようなんですけれども、これも市のほうの負担が、かなりしていくことになろうかというふうに思っているんですが、その市の負担に関しては、今どんなふうに検討されているんでしょうか

○相川農政課長

まだはっきり、強靱化についてははっきり決まてはいないんですけれども、農政課サイドとしては、なるべく補助のほうで対応したいとは考えておりますけれども、まだ事業費がどれくらいかかるかといったところも、まだ未確定でございますので、確定次第、財政状況、そこら辺を勘案しながら、市の負担については考えていきたいと思っております。

○丸山委員

それと、もう一点お伺いしたいのは、今、ハウス撤去で、かなり農家の皆さんも大変な状況になっている。ボランティアさんに入っていただいて、いろいろと、その作業が進められているようなんですけれども、今度は設置に関しても、かなりの時間、短時間でそれをやらなきゃならないっていうようなこともあるんですが、そういった点では、設置に関しての対応策っていうのは、市としては考えているかどうか、それについてお伺いいたします。

○相川農政課長

八街市は、千葉みらい農協の管轄になっておりまして、千葉みらい農協では、資材はある程度確保してある。その職人さんが今いないということで、何100人程度を集めたという話は聞いておるんですけれども、それがすぐ設置できる人なのかどうかというところまでは、まだ確定しておりませんが、千葉みらい農協の方で、そういった支援は考えているということでお話は伺っております。

○丸山委員

わかりました。いろいろとお伺いいたしましたけれども、とにかく7割の農家が共済には入っていない。また、パイプハウスの強靱化に対しても、これは市の負担を考えていかなければならないんじゃないかというようなことなので、先ほどの、財政課長のほうから、財調は26億円あるんだという答弁がございましたけれども、何としても、八街市の基幹産業である農業を、これからはしっかりと支えていくという立場からは、財調を大いに活用して、農家の皆さんの支援をしていっていただきたい。このことを申し上げまして私の質問は終わりにいたします。

○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○中嶋議会事務局副主幹

歳出1款議会費について、ご説明いたします。

補正予算書の16ページをごらんください。

1項1目議会費につきましては、補正前の額に326万3千円を追加し、総額を2億1千564万9千円としようとするものでございます。

事業費ごとに説明いたしますので、説明欄をごらんください。

一般職人件費375万3千円の増額につきましては、4月1日付けの人事異動によるもので、再任用職員の配置が当初予算積算時に確定していなかったことから、その人件費を計上しておりませんでした。4月から再任用職員が配置されたことにより、給料等を増額するのが主なものでございます。

議会運営費につきましては、11節需用費中、印刷製本費を49万円減額するもので、議会だより印刷製本にかかる事業費が確定したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、3項目除く歳出2款総務費について、提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算の項目順にお願いします。

○片岡総務課長

続きまして、2款総務費について説明いたします。補正予算書16ページをお願いいたします。

1項総務管理費は、補正前の額から2千306万7千円減額し、補正後の額を14億5千301万2千円とするものでございます。

それでは、目ごとに説明いたします。

1目一般管理費は、補正前の額に、974万3千円を増額し、補正後の額を7億1千690万2千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

一般職人件費について、4月1日付による人事異動等により、給料166万4千円、職員手当366万8千円。共済組合負担金など501万6千円の増額補正でございます。

一般管理費につきましては、17ページをお願いいたします。

会計年度任用職員制度、例規整備支援業務の契約額の確定により、60万5千の減額補正をするものでございます。

2目文書管理費は、補正前の額から61万5千円を減額し、3千533万4千円とするものでございます。説明欄をお願いいたします。

文書管理費について、八街市例規集データベースシステム管理業務の契約額の確定により6

1万6千円を減額するものでございます。

○會嶋総務部参事

続きまして、4目財政管理費は補正前の額から4千499万9千円を増額し、補正後の額を4千610万1千円としようとするものでございます。

平成30年度決算により、財政調整基金への積立額が4億5千万円の見込みとなりましたので、その1割相当額、4千500万円を公共施設等整備基金へ積み立てるものでございます。

続いて、6目財産管理費は、補正前の額から7千53万1千円を減額し、補正後の額を2億405万9千円としようとするものでございます。第2庁舎解体工事の契約額の決定に伴う減額でございます。

契約の相手は、シンコウ株式会社。契約額は8千888万4千円。工期は、令和2年3月10日でございます。

○湯浅防災課長

それでは、11目諸費につきましてご説明いたします。

11目諸費につきましては、補正前の額から666万2千円を減額し、補正後の額を1億5千566万3千円とするものです。

それでは、説明欄にて説明いたします。

防犯対策費11節需用費、光熱水費を666万2千円減額するものですが、これにつきましては、平成30年度に実施いたしました防犯灯LED化事業によりまして、LED灯に更新した防犯等に対する電気契約が、より安価に変更になったことによる電気料金の減額が主な理由でございます。

○井口課税課長

続きまして、2項徴税费、2目賦課徴収費につきましては、補正前の額から932万3千円を減額し補正後の額を1億2千475万円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

資産税課税事務費につきましては、不動産鑑定業務の入札執行による支出額の確定に伴い、不用額932万3千円を委託料から減額するものでございます。

○石井企画政策課長

補正予算書18ページをごらんください。

2款総務費、5項統計調査費中、1目統計調査総務費についてご説明いたします。

1目統計調査総務は、補正前の額から94万3千円を増額し、補正後の額を1千376万4千円とするものです。

説明欄をごらんください。

一般職人件費94万3千円の増額は、4月1日付人事異動に伴う増額補正です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

17ページの財産管理費でお尋ねいたします。

これは庁舎耐震整備事業費減額補正なんですけれども、先ほど、解体撤去に関しては3月10日期限だという説明をいただきました。それで、この工事の廃材を積んだダンプが、市民と同じ出入口を利用するのかどうか。その安全対策についてはどんなふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います

○會嶋総務部参事

敷地から出るまでの間は、市民と同じ正門を通過します。その際、警備の者が出入口まで付いております。

○丸山委員

結構な量じゃないかなと、排出するものが。1日、どのくらいの排出台数になっていくのか、その辺についてはどんなふうにご検討されているのでしょうか。

○會嶋総務部参事

これは進捗状況等によって変わるものなのですが、今現在ですと5台程度の状況で往復しているようでございますが、これからは、そのもの自体が、今は内部の木製品ですとか、あと、雑多なものを運んでいて、だんだんだんだん、コンクリートの部分に移動していくと思います。そうしたときに、解体の時間と、殻の出る量によるところで、具体的に今、この時期に何台ですというところまでは決まっておらず、これから、毎週、毎週、打ち合わせはしておりますので、その中で、来週は何台程度というような打ち合わせを詰めていった中で、そういった安全的な部分についても指導していく予定ではございます。

○丸山委員

危ないのかなというのが、すごく。今までは、ぼんやりと解体なんだなと思っていたんだけど、実際にはダンプが出入りするっていうのは危険が伴ってくるのかなっていうのも感じられて、できれば、今、第2庁舎前が駐車場になって、道路との間はブロックっていうか、植木がありますけども、ダンプが出入りできるくらいはあけてしまって、あそこから出入りしたほうが、危険じゃないんじゃないのかなどと思っはいるんですけども、今後、危険がないように、ぜひ対応していただきたいというのと、それから、特に今回、台風があって、本当に職員の皆さんも大変な思いをされたんですけども、3階に対策本部があるっていうのは、3階まで駆け上がること自体が、もう体力消耗になるのかなっていうのもすごく感じたんですが。この庁舎が解体された後は、災害対策本部を中心とした建物が必要になってくるなど。

そういった計画も、もう必要ではないかなというのを改めて感じたところなんですけど、その辺については、今後のことなんですけれども、喫緊にそういう対応策が必要ではないかというふうに思うんですけど、どんなふうにお考えでしょうか。

○片岡総務課長

今年度、総務課内に資産経営室を設置しまして、今、北口市有地と、その第2庁舎跡地利用についても、具体的には検討していませんが、市全体を考えた上で検討していきたいと考えております。

○丸山委員

今、海水の温度が上がっているというようなことで、今回のような台風が千葉県に毎年上陸してくるのではないかという心配がされているわけで、この問題は、対策本部をいかに機能しやすい場所に設置してくのかということが問われているかと思しますので、ぜひ早期の対応策をお願いしたいというふうに思います。

○木村委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

○湯浅防災課長

それでは、8款消防費、1項消防費について、ご説明いたします。

補正予算書の30ページをごらんください。

3目非常備消防費を、補正前の額から30万円を減額し、補正後の額を7千423万3千円とするものです。

それでは、説明欄によりご説明をいたします。

非常備消防運営費19節負担金補助及び交付金を30万円減額するもので、これは八街市消防団員中型自動車及び準中型自動車運転免許取費補助金で、免許制度の改正により、現在、各分団に配備されている消防自動車を運転できない団員に対し、当該車両を運転できる上位免許取得に要する経費の一部を補助するものでありますが、本年度は補助金申請期限の6月末日までに上位免許を取得希望者がいなかったことから、予算額全額を減額するものです。

以上、8款消防費、1項消防費の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表地方債補正1変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

それでは、補正予算書7ページへお戻りください。

第3表地方債補正1変更、3件でございます。

初めに、庁舎耐震整備事業は、第2庁舎解体工事契約額の減により、7千360万円を減額し、限度額を1億2千680万円とするものです。

次に、児童館整備事業は、国庫補助金の決定により、350万円減額し、限度額を1億250万円とするものでございます。

また、臨時財政対策債としまして、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、限度額を1千440万円増額し、7億4千440万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第5号令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。

議案第5号中、当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時33分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年10月21日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員